

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について

1 これまでの経緯

- 令和5年 11月29日 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の取りまとめ（内閣官房・公正取引委員会）（別紙1）
- 令和6年 1月12日 総務省自治行政局行政課長通知「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について」（別紙2）
- 2月16日 「滋賀県働き方改革推進協議会」（地方版政労使会議）による共同メッセージ（別紙3）
- 3月21日 会計管理局管理課長通知「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について」（別紙4）
- 4月1日 総務部長通知「令和6年度予算の執行について」（別紙5）
- 6月3日 庁議での共有（別紙6）
- 10月3日 会計管理局管理課長通知「委託業務における滋賀県最低賃金の遵守について」（別紙7）
- 10月24日 会計管理局管理課長通知「官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について」（別紙8）

2 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（別紙1）の内容

- (1) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、発注者・受注者が取るべき行動を定めたもの
- (2) 発注者側のとるべき行動は主に6項目
- (3) 基本的には、発注者側が、受注者側からの協議の要請に応じることを求めている。

3 総務省自治行政局行政課長通知（R6.1.12・別紙2）の趣旨

- (1) 公正取引委員会の調査によれば、情報サービス業や技術サービス業に係る地方公共団体の発注について労務費の価格転嫁が不十分である。
- (2) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて対応し、労務費の適切な価格転嫁を図ること

4 本県における対応

- (1) 会計管理局管理課長通知「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について」（R6.3.21 付け滋管第168号・別紙4）
 - 委託業務の入札・契約手続きを行うにあたっては、最新の実勢価格等を踏まえた予定価格の作成等、労務費の適切な価格転嫁が図られるよう、留意すること
 - 事業者から賃金上昇を要因とする価格交渉の申し出があったときは、同指針の「発注者が採るべき行動」を踏まえ、事業者と十分に協議を行うこと

(2) 総務部長通知「令和6年度予算の執行について」(R6.4.1 付け滋財第59号・別紙5)

- 労務費の上昇を理由とする契約変更の申し入れがあったときは、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について」(R6.3.21 付け滋管第168号)に留意し、契約相手先と十分に協議を行うこと

(3) トップ(知事)の関与(R6.6.3 庁議での共有・別紙6)

- 「ややもすると県庁が上から目線になって従来の価格をそのまま据え置き、事業者から話がないからといって何も行動しないということがあるとすれば、改める必要がある。この点、それぞれの部局内の事業発注内容を早急に確認し、必要であれば補正予算を、少なくとも来年度の予算にきちんと反映するように行動をとっていただくようお願いする」(知事発言)

(4) 会計管理局管理課長通知「委託業務における滋賀県最低賃金の遵守について」(R6.10.3 滋管第519号・別紙7)

- 各所属の所管事業において、人件費を算定している委託業務がある場合は、改定後の最低賃金を下回ることがないように留意すること

(5) 会計管理局管理課長通知「官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について」(R6.10.24 滋管第564号・別紙8)

- 総務省から官公需における適切な価格交渉・価格転嫁へ配慮すること、特に、ビルメンテナンス業務・警備業務・一般廃棄物処理業務において指針を踏まえて対応することについて通知があった。
- 事業者から賃金上昇を原因とする価格交渉の申し出があった場合には、事業者と十分に協議を行うこと
- 本年10月1日から滋賀県最低賃金が改定されているので、特に委託業務の発注手続を行うに当たっては、十分留意すること

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

令和5年11月

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①：本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買いたたき²として問題となるおそれがある。

【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①：相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②：根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③：値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①：定期的なコミュニケーション】

- 定期的なコミュニケーションをとること。

【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。

総行行第 2 3 号
令和6年1月12日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について (通知)

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追い付いていない状況にあり、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和5年11月29日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(別添参照)として取りまとめたところです。

総務省においては、これまでも、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和5年4月25日付け総行行第172号総務省自治行政局長通知)等により、地方公共団体の契約について、人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、労務費等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等を要請してきましたが、本指針(「データ編」「5 労務費率が高い業種の受注者が価格転嫁できていない発注者の上位3業種」(24頁参照))においては、特に情報サービス業や技術サービス業に係る地方公共団体の発注について、労務費を価格転嫁できていないことが明らかになっています。

これを踏まえ、貴職においては、情報サービスや技術サービス等に係る発注を担当する部局や商工担当部局と必要な連携を図りながら、本指針を踏まえて対応することにより、労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

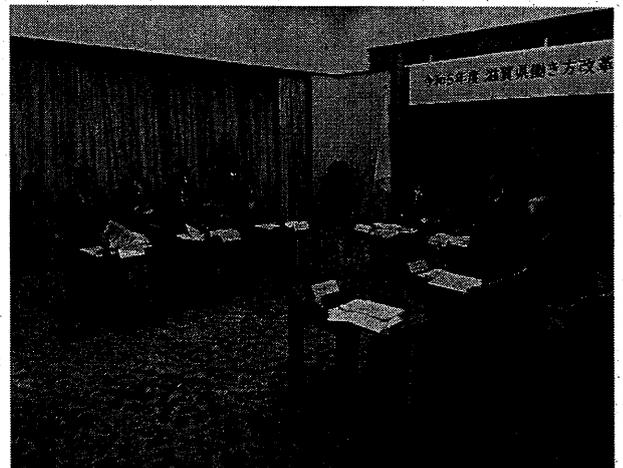
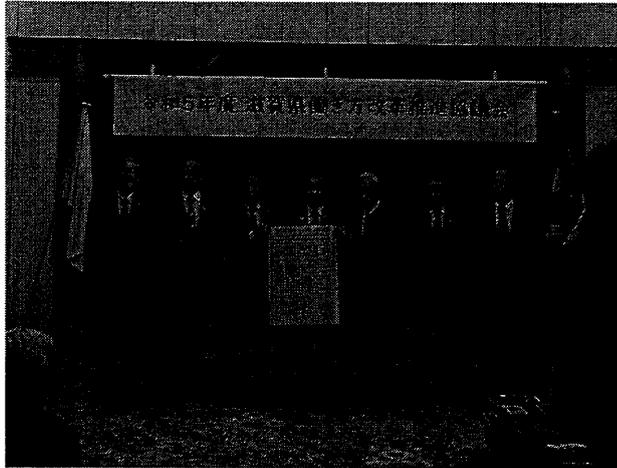
また、都道府県の市区町村担当部局等においては、商工担当部局等と連携しつつ、都道府県と市区町村(貴都道府県内の市区町村。以下同じ。)との合同会議等の場を活用し、公正取引委員会が作成した本指針の概要に係る説明動画(YouTube チャンネル(<https://www.youtube.com/c/JFITCchannel>))を用いて本指針の説明を行うこと(説明会の開催)などにより、市区町村に対して本通知の趣旨及び本指針を周知されるようお願いします。

以上については、令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた都道府県においては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市町村(指定都市を除く。)に対して周知願います。

なお、本通知を踏まえた本指針に関する各地方公共団体における取組状況(都道府県における説明会の開催状況等)については、今後、フォローアップ調査を行うことを予定していること、及び本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

滋賀県働き方改革推進協議会が共同メッセージを採択

令和6年2月16日、滋賀県公館において、滋賀県における適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げによる企業の成長と労働者の所得向上、消費拡大という経済の好循環の実現に向けた、地方版の政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」が開催されました。



協議会では、三日月滋賀県知事をはじめ、労働者団体、使用者・経済団体、行政の代表者等が出席し、意見交換の上、「適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して」をタイトルに共同メッセージが採択されました。

《協議会概要》

1. 日時 令和6年2月16日（金）13：45～14：10

2. 場所 滋賀県公館

3. 出席者

滋賀県働き方改革推進協議会構成団体・機関

| | | | |
|--------------|--------------|------|---------------------|
| (1) 労働者団体 | 連合滋賀 | 会長 | しらき ひろし 白木 宏司 |
| (2) 使用者・経済団体 | 滋賀県商工会議所連合会 | 専務理事 | ひろせ としあき 廣瀬 年昭 |
| | 滋賀県商工会連合会 | 会長 | じょうにし たもつ 上西 保 |
| | 滋賀県中小企業団体中央会 | 会長 | きたむら よしひで 北村 嘉英 |
| | (一社)滋賀経済産業協会 | 副会長 | くろかわ けん 黒川 健 |
| (3) 行政 | 滋賀県 | 知事 | みかづき たいぞう 三日月 大造 |
| | 滋賀労働局 | 局長 | こじま ゆたか 小島 裕 |

4. テーマ
- ・「賃金引上げ」に向けた取組
 - ・労務費を含めた適切な価格転嫁に向けた取組
 - ・「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組

“適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進による

県内企業の成長と労働者の所得向上の実現を目指して”

3年以上にわたるコロナ禍もようやく収束に向かい、社会経済活動は回復傾向にあるものの、エネルギー・原材料価格等の高騰および人材不足の深刻化により、中小企業は依然として厳しい経営環境下にあります。こうした状況の中、事業の継続や持続的な成長、労働者の所得向上を実現するためには、新たな付加価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環を生み出すことが不可欠です。

このため、我々は次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、取り組みます。

1. 価格転嫁・賃上げに取り組む県内企業に対する支援および情報共有
2. 生産性の向上、リスクリング等人材育成に取り組む県内企業への支援および情報共有
3. パートナーシップ構築宣言の県内企業への周知
4. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の県内企業への周知
5. 賃上げ促進税制の県内企業への周知
6. 賃上げおよび人材確保・人材育成に向けた各種助成金・補助金の県内企業への周知
7. 女性、高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心して働くことができる職場環境づくり
8. 県内企業への調査等を通じた情報収集および情報共有
9. その他、価格転嫁・賃上げ、働き方改革を推進するために必要な事項

令和6年(2024年)2月16日

滋賀県働き方改革推進協議会

| | |
|--------------------|-------|
| 日本労働組合総連合会滋賀県連合会会長 | 白木 宏司 |
| 滋賀県商工会議所連合会会長 | 河本 英典 |
| 滋賀県商工会連合会会長 | 上西 保 |
| 滋賀県中小企業団体中央会会長 | 北村 嘉英 |
| 一般社団法人滋賀経済産業協会会長 | 石井 太 |
| 滋 賀 県 知 事 | 三日月大造 |
| 滋 賀 県 労 働 局 長 | 小島 裕 |

滋 管 第 1 6 8 号
令和6年(2024年)3月21日

各所属長 様

会計管理局管理課長

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた
対応について(通知)

賃上げ局面が続いている中で、特に中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることを踏まえ、その取引環境の整備の一環として、令和5年11月29日に内閣官房および公正取引委員会において、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(別添参照)が取りまとめられました。

同指針に掲載されているデータからは、地方公共団体の発注について、一部の業務において労務費を価格転嫁できていないことが明らかになっています。

これまでも予算計上や予定価格の作成に当たっては、最新の実勢価格等を踏まえて行われているところですが、委託業務の入札・契約手続きを行うにあたっては、最新の実勢価格等を踏まえた予定価格の作成等、労務費の適切な価格転嫁が図られるよう、改めて御留意願います。

なお、令和5年3月15日付け滋総第77号・滋管第141号総務部総務課長・会計管理局管理課長連名通知にも記載のとおり、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格その他の物価の上昇および民間企業における賃上げの動き等ならびにこれらを踏まえた国の方針等に鑑み、現に締結している契約について現契約額では債務の履行が困難となる特別の事情が認められる場合には、一定の範囲で、金額または履行内容の変更を行うことも認めうると考えます。

特に、事業者から賃金上昇を要因とする価格交渉の申し出があったときは、同指針の「発注者が採るべき行動」を踏まえ、事業者と十分に協議を行っていただくようお願い
します。

会計管理局管理課契約指導係

TEL : 077-528-4325

「令和6年度予算の執行について」（令和6年4月1日付け総務部長通知）（抜粋）

■令和6年度 予算執行要領

第3 歳出に関する事項

- 2 建設工事、業務委託等の設計積算に当たっては、当初の段階で必要な事項を的確に盛り込むこととし、不測の事態の発生等真にやむを得ない場合を除き、設計変更は行わないこと。

なお、プロポーザルなど、予定価格をあらかじめ公表する場合には、設計積算の正確性の確保に特に留意すること。

また、予定価格に起因した入札不調・不落が発生しないよう、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うこと。特に、労務費については、適切な価格転嫁が図られるよう、積算において留意すること。

なお、労務費の上昇を理由とする契約変更の申し入れがあったときは、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（令和6年3月21日付け滋管第168号）に留意し、契約相手先と十分に協議を行うこと。

さらに、入札残が生じた場合には、不用額として処理すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

令和5年11月

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動/求められる行動

【行動① 本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動② 発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は下請代金法上の買いたたき²として問題となるおそれがある。

【行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

【行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動① 相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動② 根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③ 値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

【行動① 定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提供できるフォームを設置する。

滋 管 第 1 6 8 号
令和6年(2024年)3月21日

各所属長 様

会計管理局管理課長

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた
対応について (通知)

賃上げ局面が続いている中で、特に中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることを踏まえ、その取引環境の整備の一環として、令和5年11月29日に内閣官房および公正取引委員会において、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(別添参照)が取りまとめられました。

同指針に掲載されているデータからは、地方公共団体の発注について、一部の業務において労務費を価格転嫁できていないことが明らかになっています。

これまでも予算計上や予定価格の作成に当たっては、最新の実勢価格等を踏まえて行われているところですが、委託業務の入札・契約手続きを行うにあたっては、最新の実勢価格等を踏まえた予定価格の作成等、労務費の適切な価格転嫁が図られるよう、改めて御留意願います。

なお、令和5年3月15日付け滋総第77号・滋管第141号総務部総務課長・会計管理局管理課長連名通知にも記載のとおり、今般の最低賃金の引上げ、エネルギー価格その他の物価の上昇および民間企業における賃上げの動き等ならびにこれらを踏まえた国の方針等に鑑み、現に締結している契約について現契約額では債務の履行が困難となる特別の事情が認められる場合には、一定の範囲で、金額または履行内容の変更を行うことも認めうると考えます。

特に、事業者から賃金上昇を要因とする価格交渉の申し出があったときは、同指針の「発注者が採るべき行動」を踏まえ、事業者と十分に協議を行っていただくようお願いします。

会計管理局管理課契約指導係

TEL : 077-528-4325

「令和6年度予算の執行について」（令和6年4月1日付け総務部長通知）（抜粋）

■令和6年度 予算執行要領

第3 歳出に関する事項

- 2 建設工事、業務委託等の設計積算に当たっては、当初の段階で必要な事項を的確に盛り込むこととし、不測の事態の発生等真にやむを得ない場合を除き、設計変更は行わないこと。

なお、プロポーザルなど、予定価格をあらかじめ公表する場合には、設計積算の正確性の確保に特に留意すること。

また、予定価格に起因した入札不調・不落が発生しないよう、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うこと。特に、労務費については、適切な価格転嫁が図られるよう、積算において留意すること。

なお、労務費の上昇を理由とする契約変更の申し入れがあったときは、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（令和6年3月21日付け滋管第168号）に留意し、契約相手先と十分に協議を行うこと。

さらに、入札残が生じた場合には、不用額として処理すること。

滋 管 第 5 1 9 号
令和6年(2024年)10月3日

各所属長 様

会計管理局管理課長

委託業務における滋賀県最低賃金の遵守について (通知)

このことについて、滋賀労働局長から別添のとおり要請がありました。
については、各所属の所管事業において、人件費を算定している委託業務がある場合は、改定後の最低賃金を下回ることがないように留意されるとともに、関係機関、関係団体等に対しても周知をお願いします。

記

- 1 最低賃金発効日 令和6年10月1日
- 2 改定後の時間額 1,017円
(改定前の時間額 967円から 50円引き上げ)

会計管理局管理課契約・財務指導係

TEL : 077-528-4325

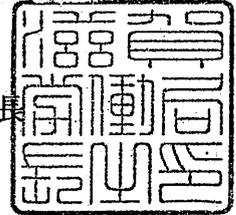
Mail : ka0010@pref.shiga.lg.jp



滋労発基 0926 第
令和 6 年 9 月 26 日

滋賀県知事 殿

滋賀労働局長



業務委託先に対する滋賀県最低賃金の遵守に係る配慮について（要請）

日頃から、労働行政とりわけ賃金行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県最低賃金につきましては、滋賀最低賃金審議会の答申を受け、時間額 1,017 円（改定前の時間額 967 円から 50 円引上げ）に改定し、令和 6 年 10 月 1 日に発効いたします。

滋賀県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、滋賀県内の事業場で働く全ての労働者と労働者を一人でも使用する全ての使用者に適用されることから、当局におきましては、改定後の滋賀県最低賃金の周知を図るとともに、その遵守をお願いしているところです。

つきましては、貴職におかれましても、民間企業等へ業務委託を実施され、人件費等を改定後の最低賃金額未満で算出している場合には、年度途中で改定額が発効することにより当該業務委託先において最低賃金法違反が発生することのないよう、発注者として特段の御配慮をお願いするとともに、関係機関、関係団体等に対してもこの旨の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先

大津市打出浜 14-15 滋賀労働総合庁舎 5F

滋賀労働局 労働基準部 賃金室

労働基準監督官 山下

TEL 077-522-6654

滋 管 第 5 6 4 号
令和6年(2024年)10月24日

各所属長 様

会計管理局管理課長

官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について(通知)

県が行う各種業務の発注においては、これまでも最新の実勢価格等を踏まえて予算や予定価格の積算を行われているところですが、今般、総務省から別添のとおり官公需における適切な価格交渉・価格転嫁へ配慮すること、特に、ビルメンテナンス業務・警備業務・一般廃棄物処理業務において「労務費の適切な価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会策定)を踏まえて対応することについて通知がありましたので、御承知願います。

なお、「労務費の適切な価格転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応については、令和6年3月21日付け滋管第168号「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(通知)」により既に通知しているところですが、事業者から賃金上昇を原因とする価格交渉の申し出があった場合には、事業者と十分に協議を行っていただくようお願いします。

また、令和6年10月3日付け滋管第519号「委託業務における滋賀県最低賃金の遵守について」で通知したとおり、本年10月1日から滋賀県最低賃金が改定されていますので、特に委託業務の発注手続きを行うに当たっては、十分御留意いただくようお願いします。

会計管理局管理課契約・財務指導係
TEL: 077-528-4310

